

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	道路の変更又は廃止			
根拠法令及び条項	那覇市建築基準法の施行に関する規則第18条			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第3条第2項第  号に該当)			
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠: 第7条第2項第  号に該当)			
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行例第144条の4</li> <li>・平成12年12月26日建設省告示第2465号</li> <li>・那覇市道路位置指定の基準の特例に関する条例</li> <li>・那覇市建築基準法の施行に関する規則</li> <li>・道路の位置の指定(変更及び廃止)指導要綱</li> </ul>			
	審査基準 設定年月日	昭和46年1月1日	審査基準 最終変更年月日	平成15年4月1日
	標準処理期間 設定年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 14日 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和7年5月21日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日	
所管部署	まちなみ共創部 建築指導課			
備考	1. 申請書類の補正に要する期間は不算入。 2. 市の休日(土曜日、日曜日、祝日等)は不算入。			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。